有資格業者名簿の変更に伴うお知らせ

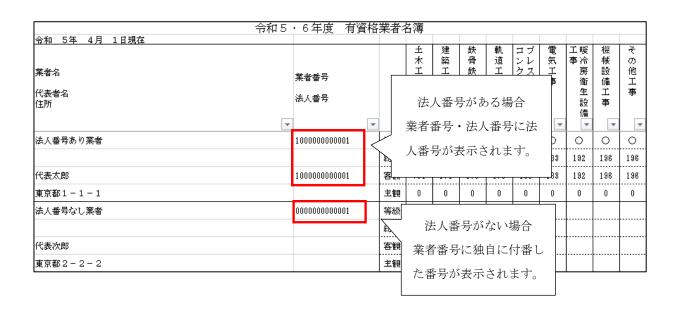
令和5年4月3日(月)より、有資格業者名簿に記載していた「業者コード」を「業者番号」に変更します。業者番号は法人番号を使用し、法人番号がない者は当機構が独自に設定した0から始まる13桁の番号を付番します。また、電子入札システムの利用者登録時に入力する業者番号も令和5年4月3日(月)から9桁の番号から13桁の番号に変更になります。変更後のイメージは下記のとおりです。

【法人番号とは】

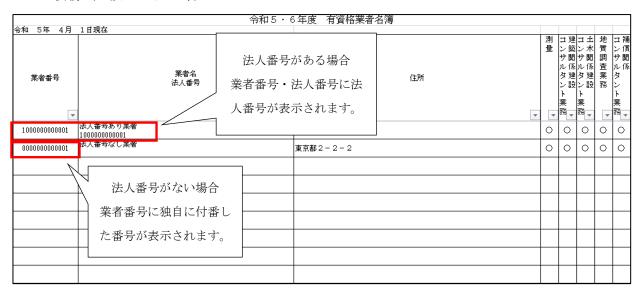
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、特定の法人その他の団体を識別するために国税庁より指定される13桁の番号をいいます。

【変更後の有資格業者名簿】

1 工事



2 役務(建設コンサル等)



3 物品・役務提供等

